

令和2年6月5日

岩邑小学校保護者様

恵那市立岩邑小学校

警報発令時と地震「注意情報」発表及び「警戒宣言」発令時の登下校について

1 恵那市に警報が発令された場合、下記の要領に従って行動する。また、地震「注意情報」発表及び「警戒宣言」発令時も同様とする。

2 警報は次のものとする。

①暴風 ②大雨 ③洪水 ④大雪 ⑤雷 等

地震「注意情報」発表及び「警戒宣言」発令時は、市防災無線により放送される。

(1) 登校する以前に警報が出されている場合

ア 午前6時30分の段階で、警報が出ている場合 ●**臨時休業とする**
●**メール配信はしない**

イ 発表が予想されたり、危険が予見されたりする場合

・教育委員会の指導を受け、**臨時休業を決定**

→ 緊急配信メールを使い、臨時休業の連絡

(2) 登校後に警報が発令された場合

① 警報発令時の気象状況、交通機関の状況、道路の状況等を学校が判断し、児童を安全に帰宅させることが可能と認めた場合は授業を中止し、保護者同伴下校とする。

(メール配信で連絡する。)

② 学校が、下校が困難であると認めた場合、又はすでに戸外の通行が危険と認めた場合には、その危険がなくなるまで校内の最も安全な場所に集めて児童を学校に残す。

その後、保護者同伴下校とする。

(メール配信で連絡する。)

③迎えの際の駐車場については運動場を原則とし、各教室内で引き渡す。

(3) 下校途中に警報発令を知り得た場合

※基本的には帰宅し、保護者の責任のもとに行動する。ただし、学校を出たばかりの時は速やかに学校に戻る。学校から「学校で待機している児童がいること」をメール配信等で連絡する。

3 市町ごとの気象警報・注意報について

気象警報・注意報が、市町ごとに発表されます。テレビやラジオでは、「市町をまとめた地域の名称」《東濃地方等）を用いて報道する場合があります、誤解が生じます。情報の確認にご留意いただき、正しく判断していただきますようお願いいたします。

【よく見えるところに貼っておいてください】